

荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会 規約

（設立）

第1条 「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

（目的）

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川水系（東京ブロック）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 荒川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月24日から施行する。

墨田区長

江東区長

北区長

板橋区長

足立区長

葛飾区長

江戸川区長

東京都 都市整備局 都市基盤部長

東京都 建設局 河川部長

東京都 下水道局 計画調整部長

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

墨田区 都市整備部長
江東区 土木部長
北区 危機管理室長
北区 土木部長
板橋区 危機管理室長
板橋区 都市整備部長
板橋区 土木部長
足立区 都市建設部長
葛飾区 都市整備部長
江戸川区 危機管理室長
江戸川区 土木部長
東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長
東京都 建設局 河川部 計画課長
東京都 建設局 河川部 防災課長
東京都 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長